

利用者のために

木材需給報告書は、木材統計調査及び木材流通統計調査のうち木材価格統計調査の結果から、我が国の木材需給、木材産業及び木材価格の動向を総合的に編集したものである。

1 調査の目的

- (1) 木材統計調査
素材生産並びに木材製品の生産及び出荷等に関する実態を明らかにし、林業行政の基礎資料を整備することを目的とする。
- (2) 木材流通統計調査（木材価格統計調査）
毎月の木材の価格水準及びその変動を的確に把握し、木材の需給、価格の安定等流通改善対策等の推進に資することを目的とする。

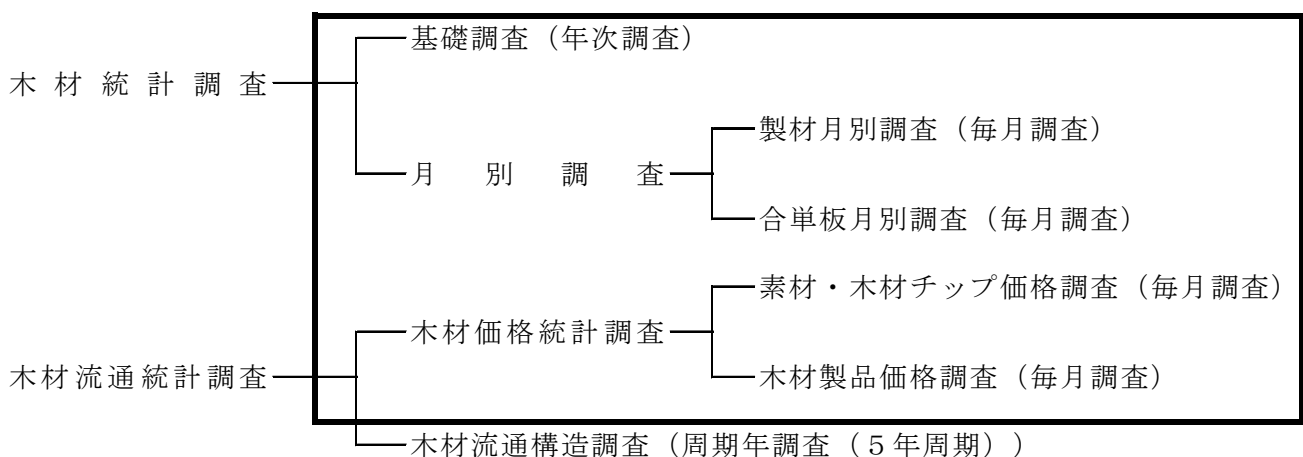
2 調査の根拠法令

- (1) 木材統計調査
本調査は、統計法(平成19年法律第53号)第9条第1項の規定に基づく総務大臣の承認を受けた基幹統計調査として、木材統計調査規則(平成17年農林水産省令第124号)に基づき実施した。
- (2) 木材流通統計調査（木材価格統計調査）
本調査は、統計法(平成19年法律第53号)第19条第1項の規定に基づく総務大臣の承認を受けた一般統計調査として、実施した。

3 調査機構

- (1) 木材統計調査
農林水産省が委託した民間事業者（以下「民間事業者」という。）を通じて実施した。
- (2) 木材流通統計調査（木材価格統計調査）
民間事業者を通じて実施した。

4 調査体系（枠で囲んだ部分が公表する範囲）



5 調査の対象

- (1) 調査の範囲
 - ア 木材統計調査
 - (ア) 基礎調査
全国

- (イ) 製材月別調査
全国の製材用素材消費量（以下「素材消費量」という。）のおおむね80%を占めるまでの上位都道府県及び国有林材供給調整対策において重点的に生産・消費動向の把握を実施する都道府県
- (ウ) 合単板月別調査
全国
- イ 木材流通統計調査（木材価格統計調査）
 - (ア) 素材・木材チップ価格調査
木材統計調査基礎調査結果に基づき、調査品目ごとに素材消費量又は入荷量（木材チップについては木材チップ生産量）全体のおおむね80%をカバーする都道府県
 - (イ) 木材製品価格調査
直近の木材流通構造調査結果に基づき、木材流通業者（木材市売市場、木材センター及び卸売業者）における販売量が多く、かつ木材流通上主要な10都道府県、並びに集成材管柱の取扱いが多い集成材工場が所在する都道府県

(2) 調査の対象

ア 木材統計調査

- (ア) 基礎調査
製材工場（製材用動力の出力数が7.5kW以上の工場）、木材チップ工場、合単板工場、LVL工場、集成材工場及びCLT工場であって、調査年の12月31日現在で事業を行っているもの及び休業中であってもその休業期間の開始時期が調査年の10月1日以降であるものを対象とした。
- (イ) 製材月別調査
製材工場（製材用動力の出力数が7.5kW以上の工場）を対象とした。
- (ウ) 合単板月別調査
合単板工場を対象とした。

イ 木材流通統計調査（木材価格統計調査）

- (ア) 素材・木材チップ価格調査
製材工場、合単板工場及び木材チップ工場を対象とした。
- (イ) 木材製品価格調査
木材市売市場、木材センター、卸売業者及び集成材工場を対象とした。

6 抽出方法

(1) 木材統計調査

本調査は標本調査（一部は全数調査）により行った。標本抽出に当たっては、母集団名簿として工場一覧表を作成した。工場一覧表は、事業所母集団データベースの情報、調査年前年の基礎調査の調査票、木材統計調査名簿及び地方自治体等からの情報収集により作成した。

ア 基礎調査

(ア) 製材工場

都道府県別に、調査年前年に操業実績があった工場（以下「既存工場」という。）を、調査年前年の素材消費量により、次のaからcまでに示す規模階層、調査年に新規に操業を開始又は操業を再開した工場（以下「新設・再開工場」という。）をdに示す新規調査階層に区分を行った上で、調査対象工場を抽出した。

なお、都道府県別の既存工場数が3以下の場合は、規模階層区分は行わず、既存工場全てを調査した。

a 第1階層

既存工場を素材消費量の最も多い工場から順に配列し、その累積素材消費量はその都道府県の素材消費量の70%を上回るまでの製材工場とし、この階層は全数調査を行った。

b 第2階層

既存工場を素材消費量の最も多い工場から順に配列し、その累積素材消費量はその都道府

県の素材消費量の 90%を上回るまでの工場から第 1 階層に属する製材工場を除いた製材工場とし、この階層は標本調査を行った。

調査対象工場数は素材消費量の合計がその都道府県の素材消費量の 8%となるように次の計算式により算出し、第 2 階層に属する工場を素材消費量の多い工場から順に配列した工場一覧表を用いて、系統抽出の方法により調査対象工場を抽出した。

$$\text{調査対象工場数} = \frac{\text{素材消費量(都道府県計)} \times 0.08(8\%)}{\text{第2階層の1工場当たりの素材消費量(平均)}}$$

c 第 3 階層

既存工場のうち、第 1 階層及び第 2 階層に属する製材工場以外の製材工場とし、この階層は標本調査を行った。

調査対象工場数は素材消費量の合計がその都道府県の素材消費量の 2%となるように次の計算式により算出し、第 3 階層に属する工場を素材消費量の多い工場から順に配列した工場一覧表を用いて、系統抽出の方法により調査対象工場を抽出した。

$$\text{調査対象工場数} = \frac{\text{素材消費量(都道府県計)} \times 0.02(2\%)}{\text{第3階層の1工場当たりの素材消費量(平均)}}$$

d 新規調査階層

新設・再開工場は、新規調査階層とし、この階層は全数調査を行った。

(イ) 木材チップ工場

都道府県別及び専門・兼営区分別（木材チップ専門工場、製材工場又は合単板工場等との兼営工場の別をいう。以下同じ。）に、調査年前年の木材チップ生産量により、それぞれ(ア)に準じて規模階層に区分し、調査対象工場を抽出した。

なお、都道府県別の既存工場数が 3 以下の場合は、規模階層区分は行わず、既存工場全てを調査した。

(ウ) 合単板工場

都道府県別及び工場類型別（単板専門工場、普通合板工場及び特殊合板専門工場の別をいう。以下同じ。）に、単板専門工場にあっては調査年前年の単板製造用素材入荷量、普通合板工場にあっては調査年前年の普通合板生産量、特殊合板専門工場にあっては調査年前年の特殊合板生産量により、それぞれ(ア)に準じて規模階層に区分し、調査対象工場を抽出した。

なお、都道府県別の既存工場数が 3 以下の場合は、規模階層区分は行わず、既存工場全てを調査した。

(エ) L V L 工場

既存階層（既存工場）及び新規調査階層（新設・再開工場）に区分し、それぞれ全ての工場を調査対象工場とした。

(オ) 集成材工場

調査年前年の集成材生産量により、(ア)に準じて規模階層に区分し、調査対象工場を抽出した。

なお、都道府県別の既存工場数が 3 以下の場合は、規模階層区分は行わず、既存工場全てを調査した。

(カ) C L T 工場

既存階層（既存工場）及び新規調査階層（新設・再開工場）に区分し、それぞれ全ての工場を調査対象工場とした。

イ 製材月別調査

(ア) 調査対象工場数については、調査対象都道府県別に製材用素材消費量を指標とする標準誤差率（目標精度）を 10%として算出した。

$$n = \frac{n_0}{1 + \frac{n_0}{N}}$$

$$n_0 = \frac{C_x^2 + C_y^2 - 2\rho C_x C_y}{\varepsilon^2}$$

$$C_x = \frac{\sigma_x}{\bar{x}} \quad \rho = \frac{\sigma_{xy}}{\sigma_x \sigma_y}$$

$$C_y = \frac{\sigma_y}{\bar{y}}$$

n : 調査対象工場数

N : 母集団の大きさ

ε : 目標精度

x : 素材消費量の実査値 (月別)

y : 素材消費量の前年の実査値

σ_x : x の標準偏差

σ_y : y の標準偏差

\bar{x} : x の平均

\bar{y} : y の平均

ρ : x と y の相関係数

σ_{xy} : x と y の共分散

(イ) 標本の抽出は、調査対象都道府県別に既存工場を調査年前年の年間素材消費量の多い順に並べ、全数調査階層（累積素材消費量はその都道府県の素材消費量の30%を占めるまでの製材工場）と標本調査階層（全数調査階層以外）に区分し、全数調査階層は全ての工場を調査対象とし、標本調査階層は調査対象工場数の合計から全数調査階層の調査対象工場数を除いた数を系統抽出により標本として抽出した。

なお、算出した都道府県別の全数調査階層の工場数が4工場以下の場合は、年間素材消費量の上位5工場を全数調査階層とし、標本調査階層については、最低標本数を5工場とし、算出した都道府県別の標本調査階層における工場数が4工場以下の場合は、系統抽出により5工場を標本として抽出した。

また、新設・再開工場は新規調査階層とし、工場の操業が開始された時点で当該月分の調査を行い、この階層については全ての工場を調査対象工場とした。

ウ 合単板月別調査

標本の抽出は、既存工場から都道府県別に単板専門工場にあっては調査年前年の単板製造用素材入荷量、普通合板工場にあっては調査年前年の普通合板生産量、特殊合板専門工場にあっては調査年前年の特殊合板生産量の多い方から順に並べ、それぞれ入荷量又は生産量の85%を上回るまでの工場を調査対象とした。

また、新設・再開工場は新規調査階層とし、工場の操業が開始された時点で当該月分の調査を行い、この階層については全ての工場を調査対象工場とした。

(2) 木材流通統計調査（木材価格統計調査）

各調査の調査品目及び調査対象都道府県の見直しについては、基準年として西暦末尾が「3」と「8」の年の流通量に基づいて行っている。

ア 素材・木材チップ価格調査

調査対象都道府県に所在する製材工場、合単板工場及び木材チップ工場の中から、調査する品目の取扱量が多く、かつ、その取扱量が年間を通じて変動が少なく、継続して調査が可能な工場を有意選定した。

イ 木材製品価格調査

調査対象都道府県に所在する木材市売市場、木材センター、卸売業者及び集成材工場の中から、調査する品目の取扱量が多く、かつ、その取扱量が年間を通じて変動が少なく、継続して調査が可能な事業所を有意選定した。

調査種類別調査対象数

木材統計基礎調査											
製材に係る調査				合単板に係る調査				木材チップに係る調査			
母集団の 大きさ	調査対象数	有効回答数	有効回答率	母集団の 大きさ	調査対象数	有効回答数	有効回答率	母集団の 大きさ	調査対象数	有効回答数	有効回答率
工場	工場	工場	%	工場	工場	工場	%	工場	工場	工場	%
3,749	1,300	1,267	97.5	175	135	107	79.3	1,125	647	647	100.0

木材統計基礎調査											
LVLに係る調査				集成材に係る調査				CLTに係る調査			
母集団の 大きさ	調査対象数	有効回答数	有効回答率	母集団の 大きさ	調査対象数	有効回答数	有効回答率	母集団の 大きさ	調査対象数	有効回答数	有効回答率
工場	工場	工場	%	工場	工場	工場	%	工場	工場	工場	%
15	15	13	86.7	141	81	81	100.0	10	10	10	100.0

製材月別調査			合単板月別調査			木材価格統計調査					
調査対象数	有効回答数	有効回答率	調査対象数	有効回答数	有効回答率	素材・木材チップ価格調査			木材製品価格調査		
						調査対象数	有効回答数	有効回答率	調査対象数	有効回答数	有効回答率
工場	工場	%	工場	工場	%	工場	工場	%	業者	業者	%
451	429	95.1	79	78	98.7	295	295	100.0	91	91	100.0

注：1 有効回答数とは、集計に用いた製材工場、合単板工場、木材チップ工場、LVL工場、集成材工場、CLT工場及び流通業者の数であり、回答はあったが、調査期日において素材需要、素材消費などの調査対象としての要件を満たさない製材工場等を除いたものである。
2 製材月別調査、合単板月別調査及び木材価格統計調査は令和5年12月分の調査対象数である。

7 調査事項

(1) 木材統計調査

ア 基礎調査

製材に用いる動力の出力数、素材の入荷量、消費量及び在庫量、製材品の出荷量及び在庫量、木材チップの生産量及び在庫量、合板用及びLVL用の単板消費量、合板及びLVLの生産量及び在庫量、集成材用及びCLT用のラミナ消費量、集成材及びCLTの生産量及び在庫量

イ 製材月別調査

製材に用いる動力の出力数、素材の入荷量、消費量及び在庫量、製材品の生産量、出荷量及び在庫量、製材用素材の消費見込量

ウ 合単板月別調査

素材の入荷量、消費量及び在庫量、合板の入荷量、生産量、出荷量、消費量及び在庫量

(2) 木材流通統計調査（木材価格統計調査）

ア 素材・木材チップ価格調査

素材の購入価格、木材チップの工場渡し価格

イ 木材製品価格調査

木材製品の販売価格、集成材（集成管柱）の工場出荷価格

8 調査の時期

(1) 調査期日

ア 木材統計調査

(ア) 基礎調査

令和5年12月31日現在で、過去1年間の状況について調査した。

(イ) 製材月別調査及び合単板月別調査

毎月末日現在で、過去1か月間の状況について調査した。

イ 木材流通統計調査（木材価格統計調査）

令和5年1月から12月までの毎月15日に行われた取引の価格を調査した。

ただし、15日に取引がなかった調査品目については、取引のあった日であって15日に最も近い日に行われた取引の価格を調査した。

(2) 調査票の配布・回収

ア 木材統計調査

(ア) 基礎調査

調査票の配布：令和6年1月上旬

調査票の回収：令和6年2月末日

(イ) 製材月別調査及び合単板月別調査

調査票の配布：令和5年1月上旬（1年分を一括して配布）

調査票の回収：調査対象月の翌月の16日

イ 木材流通統計調査（木材価格統計調査）

調査票の配布：令和4年12月下旬（1年分を一括して配布）

調査票提出期限：毎月20日

9 調査方法

(1) 木材統計調査

ア 基礎調査

民間事業者が郵送、オンライン又は民間事業者の調査員（以下「調査員」という。）により調査票を配布し、回収する自計調査の方法により行った。

ただし、調査対象工場が面接聞き取りによる調査を希望した場合は、調査員による面接調査の方法により行った。

イ 製材月別調査及び合単板月別調査

民間事業者が郵送、オンライン、FAX 又は調査員により調査票を配布し、回収する自計調査の方法により行った。

ただし、調査対象工場が面接聞き取りによる調査を希望した場合は、調査員による面接調査の方法により行った。

(2) 木材流通統計調査（木材価格統計調査）

民間事業者が調査票を郵送、オンライン又はFAXにより配布し、回収する自計調査の方法により行った。

10 集計・推計方法

(1) 木材統計調査

ア 基礎調査

製材工場、木材チップ工場及び合単板工場については、都道府県別、専門・兼営区分別又は工場類型別に、次の(ア)から(ウ)までの計算式により推定値を算出し、全国結果は、各区分別の推定値を合計して算出した。

LVL工場、集成材工場及びCLT工場については、次の(エ)から(カ)までの計算式により全国の推定値を算出した。

なお、工場数の集計結果については、調査対象工場の選定に当たって作成した「工場一覧表」を用いて、都道府県別、製材用動力の出力規模別等に算出した。

製材用動力の出力規模階層別の集計結果については、調査票のデータを出力規模階層別に組替えて算出した。

(ア) 製材工場

推定は、次の推定式のとおり行った。

第1階層については、調査不能が発生した場合は標本調査階層と同様の推定を行う。

(都道府県別の推定式)

$$X = \sum_{i=1}^L \frac{\sum_{j=1}^{n_i} x_{ij}}{\sum_{j=1}^{n_i} y_{ij}} Y_i + S + P$$

X : 当該項目 (x) の合計値の推定値

L : 標本調査階層 (規模階層の第2階層及び第3階層) の数

n_i : 標本調査階層の i 番目の階層の標本工場数

x_{ij} : 標本調査階層の i 番目の階層の j 番目標本工場の当該項目 (x) の値

y_{ij} : 標本調査階層の i 番目の階層の j 番目標本工場の調査年前年の素材消費量

Y_i : 標本調査階層の i 番目の階層の調査年前年の素材消費量

S : 第1階層の当該項目 (x) の合計値

P : 新規調査階層の当該項目 (x) の合計値

(イ) 木材チップ工場

推定は、専門・兼営区分別に次の推定式のとおり行い、専門・兼営区分別の推定値を合計して全体の推定値とした。

なお、推定式中の「 y_{ij} 」及び「 Y_i 」については、木材チップ用素材に関する項目の推定においては「木材チップ用素材の入荷量」、木材チップ生産量に関する項目の推定においては「木材チップ生産量」を用いた。

第1階層については、調査不能が発生した場合は標本調査階層と同様の推定を行う。

(専門・兼営区分別の推定式)

$$X = \sum_{i=1}^L \frac{\sum_{j=1}^{n_i} x_{ij}}{\sum_{j=1}^{n_i} y_{ij}} Y_i + S + P$$

X : 当該項目 (x) の合計値の推定値

L : 標本調査階層 (規模階層の第2階層及び第3階層) の数

n_i : 標本調査階層の i 番目の階層の標本工場数

x_{ij} : 標本調査階層の i 番目の階層の j 番目標本工場の当該項目 (x) の値

y_{ij} : 標本調査階層の i 番目の階層の j 番目標本工場の調査年前年の木材チップ用素材の入荷量 (木材チップ生産量)

Y_i : 標本調査階層の i 番目の階層の調査年前年の木材チップ用素材の入荷量 (木材チップ生産量) の合計

S : 第1階層の当該項目 (x) の合計値

P : 新規調査階層の当該項目 (x) の合計値

(ウ) 合単板工場

推定は、工場類型別に次の推定式のとおり行い、工場類型別の推定値を合計して全体の推定値とした。

なお、推定式中の「 y_{ij} 」及び「 Y_i 」については、単板製造用素材に関する項目の推定においては「単板製造用素材の入荷量」、普通合板に関する項目の推定においては「普通合板生産量」、特殊合板に関する項目の推定においては「特殊合板生産量」を用いた。

第1階層については、調査不能が発生した場合は標本調査階層と同様の推定を行う。

(工場類型別の推定式)

$$X = \sum_{i=1}^L \frac{\sum_{j=1}^{n_i} x_{ij}}{\sum_{j=1}^{n_i} y_{ij}} Y_i + S + P$$

X : 当該項目 (x) の合計値の推定値

L : 標本調査階層 (規模階層の第2階層及び第3階層) の数

n_i : 標本調査階層の i 番目の階層の標本工場数

x_{ij} : 標本調査階層の i 番目の階層の j 番目標本工場の当該項目 (x) の値

y_{ij} : 標本調査階層の i 番目の階層の j 番目標本工場の調査年前年の単板製造用素材の入荷量 (普通合板生産量又は特殊合板生産量)

Y_i : 標本調査階層の i 番目の階層の調査年前年の単板製造用素材の入荷量 (普通合板生産量又は特殊合板生産量) の合計

S : 第1階層の当該項目 (x) の合計値

P : 新規調査階層の当該項目 (x) の合計値

(工) LVL工場

集計は、次の計算式のとおり行った。

(全国の計算式)

$$X = S + P$$

X : 当該項目 (x) の合計値

S : 既存階層の当該項目 (x) の合計値

P : 新規調査階層の当該項目 (x) の合計値

(オ) 集成材工場

推定は、次の推定式のとおり行った。

第1階層については、調査不能が発生した場合は標本調査階層と同様の推定を行う。

(全国の計算式)

$$X = \sum_{i=1}^L \frac{\sum_{j=1}^{n_i} x_{ij}}{\sum_{j=1}^{n_i} y_{ij}} Y_i + S + P$$

X : 当該項目 (x) の合計値の推定値

L : 標本調査階層 (規模階層の第2階層及び第3階層) の数

n_i : 標本調査階層の i 番目の階層の標本工場数

x_{ij} : 標本調査階層の i 番目の階層の j 番目標本工場の当該項目 (x) の値

y_{ij} : 標本調査階層の i 番目の階層の j 番目標本工場の調査年前年の集成材生産量

Y_i : 標本調査階層の i 番目の階層の調査年前年の集成材生産量

S : 第1階層の当該項目 (x) の合計値

P : 新規調査階層の当該項目 (x) の合計値

(カ) CLT工場

集計は、次の計算式のとおり行った。
(全国の計算式)

$$X = S + P$$

X : 当該項目 (x) の合計値
 S : 既存階層の当該項目 (x) の合計値
 P : 新規調査階層の当該項目 (x) の合計値

イ 製材月別調査

(ア) 次の計算式により都道府県別の推定値を算出した。

全数調査階層については、調査不能が発生した場合は標本調査階層と同様の推定を行う。
(計算式)

$$X = \frac{\sum_{i=1}^n x_i}{\sum_{i=1}^n y_i} Y + S + P$$

X : x の合計の推定値
 n : 標本調査階層内の標本工場数
 x_i : 標本調査階層内の i 番目標本工場の x の値
 y_i : 標本調査階層内の i 番目標本工場の前年の素材消費量
 Y : 標本調査階層の前年の総素材消費量
 S : 全数調査階層の x の合計値
 P : 新規調査階層の当該項目の合計値 (調査値又は推定値)

(イ) 全国推定値は、都道府県別の推定値及び直近年である令和4年木材統計調査基礎調査(年次調査)結果を用いて、次の基本式のとおり推定を行った。

全国推定値(月別) = 直近年の全国値(年間計) × (調査対象都道府県の当月集計値 ÷ 調査対象都道府県の直近年年間計)

ウ 合単板月別調査

(ア) 都道府県別の推定は次の計算式のとおり行った。

なお、都道府県において調査対象とした工場の全てが調査不能(調査票未回収)となった場合は、その都道府県が属する地域(地域区分は「13(7)統計表の地域区分」を参照)においては、都道府県別の推定値に代え地域別の推定値を算出した。

また、計算式中の「 y_i 」及び「 Y 」については、単板製造用素材に関する項目の推定においては「単板製造用素材の入荷量」、普通合板に関する項目の推定においては「普通合板生産量」、特殊合板に関する項目の推定においては「特殊合板生産量」を用いた。

(計算式)

$$X = \frac{\sum_{i=1}^n x_i}{\sum_{i=1}^n y_i} Y + P$$

X : x の合計の推定値

n : 標本工場数

x_i : i 番目標本工場の当該項目の値

y_i : i 番目標本工場の前年の単板製造用素材の入荷量（普通合板生産量又は特殊合板生産量）

Y : 既存工場階層の前年の単板製造用素材の入荷量（普通合板生産量又は特殊合板生産量）の合計

P : 新規調査階層の当該項目の合計値（調査値又は推定値）

(イ) 全国推定値は、都道府県別の推定値（調査対象とした工場の全てが調査不能（調査票未回収）となった都道府県が属する地域においては、(ア)により算出した地域別の推定値を代わりに用いた。）を合計した。

(2) 木材流通統計調査（木材価格統計調査）

ア 素材・木材チップ価格調査

(ア) 都道府県平均価格

製材用素材の都道府県平均価格は、調査対象工場の製材工場、合単板工場及び木材チップ工場における素材の工場着価格を、調査対象工場から情報収集により把握した平成 28 年（令和 2 年 1 月から調査を行っている品目については平成 30 年。）の年間素材消費量により加重平均して算出した。

木材チップの都道府県平均価格は、調査対象工場の木材チップ工場におけるパルプ向け木材チップの工場渡し価格を、調査対象工場から情報収集により把握した平成 28 年の年間木材チップ生産量により加重平均して算出した。

なお、これらの価格については、調査月に調査対象工場の調査品目の取扱いがない場合は、保合価格（前月価格）を用いた。

(イ) 全国平均価格

製材用素材価格については、(ア)により算出した都道府県平均価格を調査対象都道府県の年間（平成 28 年（令和 2 年 1 月から調査を行っている品目については平成 30 年。）木材統計調査基礎調査結果）の素材消費量（推定によるものを含む。）により加重平均して算出した。

木材チップ価格については、(ア)により算出した都道府県平均価格を調査対象都道府県の年間（平成 28 年木材統計調査基礎調査結果）の木材チップ生産量により加重平均して算出した。

イ 木材製品価格調査

(ア) 都道府県平均価格

調査品目ごとの都道府県平均価格は、調査対象業者等の木材製品の販売価格を、調査対象業者等から情報収集により把握した平成 28 年（令和 2 年 1 月から調査を行っている品目については平成 30 年。令和 4 年 1 月から調査を行っている品目については令和 2 年。）の年間販売量（集成管柱は年間推定出荷量）により加重平均して算出した。

なお、これらの価格については、調査月に調査対象業者等の調査品目の取扱いがない場

合は、保合価格（前月価格）を用いた。

(イ) 全国平均価格

調査品目ごとの全国平均価格は、(ア)により算出した都道府県平均価格を、調査対象業者等から情報収集により把握した都道府県の平成28年(令和2年1月から調査を行っている品目については平成30年。令和4年1月から調査を行っている品目については令和2年。)の年間推定販売量計(集成管柱は年間推定出荷量)により加重平均して算出した。

11 実績精度

(1) 木材統計調査

ア 基礎調査

イ 製材月別調査

本調査の実績精度を標本から推定した指標項目(基礎調査は全国、製材月別調査は調査対象都道府県計値)の標準誤差率(標準誤差の推定値÷指標項目の推定値×100)により示すと、次のとおりである。

※合単板月別調査は一定規模以上の工場のみを集計の対象とする調査であるため、実績精度の算出は行っていない。

調査名		指標項目	標準誤差率(%)
木材統計調査	基礎調査	製材用素材消費量	0.6
		単板製造用素材入荷量	3.1
		製材品出荷量	0.9
		普通合板生産量	2.7
		特殊合板生産量	3.0
		木材チップ生産量	1.6
		集成材生産量	1.4
	製材月別調査	素材消費量(令和5年1~12月)	1.3~2.0

(2) 木材流通統計調査(木材価格統計調査)

本調査は、有意選定による調査であるため、実績精度の算出は行っていない。

12 用語の解説

(1) 素材関係

素材	用材（薪炭材及びしいたけ原木を除く。）に供される丸太及びそま角をいう。ただし、輸入木材にあっては、半製品（大中角、盤及びその他の半製品）を含める。
	<p>「大中角」とは、建築用材のひき角材のうち一般に大中角と称されるものをいい、一定の規格は定められていない。米材では通常一辺の長さが 18 インチ(46 cm)以上を大角、18 インチ未満で 10 インチ(25 cm)以上のものを中角と称するが、取引に際しては大中角として一括されている。</p> <p>「盤」とは、建築用材のひき割材のうち一般に盤と称されるものをいい、一定の規格は定められていない。米まつ、米つが、スプルー、チーク材に多く、米材では厚さ 3～6 インチ(7.6～15.2 cm)、幅 10～12 インチ(25～30.5 cm)及び長さ 20 フィート(6 m)以上のものとしている。</p> <p>「その他の半製品」とは、大中角及び盤以外の製材品で、一般に再製材しないと利用できないものをいう。</p>
素材需要量	製材工場、合単板工場及び木材チップ工場への素材の入荷量である。
素材供給量	山元段階の調査が困難なことから、本調査においては工場への素材入荷量をもって供給量としている。 なお、国産材である素材については、その入荷元である都道府県で生産されたものとして各都道府県の素材生産量としている。
南洋材	ベトナム、マレーシア、フィリピン、インドネシア、パプアニューギニア等の南方地域から輸入される木材の総称で、きり、リグナムバイタ及びチークの 3 樹種を除いた全ての樹種をいう。
米材	アメリカ合衆国及びカナダから輸入される木材で、樹種は問わない。主要樹種は、米つが、米まつ、スプルー、米すぎ、米ひのき等である。
北洋材	ロシア連邦から輸入される木材で、樹種は問わない。主要樹種は、北洋からまつ、北洋えぞまつ、北洋とどまつ等である。
ニュージーランド材	ニュージーランドから輸入される木材で、樹種は問わない。主要樹種は、ニュージーランドまつである。
その他の輸入材	南洋材、米材、北洋材及びニュージーランド材以外の輸入木材をいう。

(2) 製材関係

製材	素材から製材品を生産することをいう。
----	--------------------

製材品	素材で長さ180cm以上のものから製材機によって生産した板類、ひき割類及びひき角類をいう。
製材工場	製材を行う事業所をいい、移動製材工場を含める。ただし、製材に用いる動力の出力数が7.5kW未満の工場を除く。
製材用動力	製材用機械を動かす原動力（モーター等）をいい、製材機その他、これに付属する設備（目立て機、巻上げ機、ベルトコンベアー等）の動力も含めている。
製材用素材入荷量	製材に供するために工場土場（工場に隣接している駅土場、貯木場等を含む。）に入荷した素材の量で、転売したものを除き、賃びきを依頼されたものを含める。
半製品	大中角、盤及びその他の製材品で一般に再製材しないと利用できないものをいう（それぞれの用語の説明は、(1)の「素材」の項を参照）。
素材消費量	製材機にかけた素材の量をいう。
製材品生産量	手持ち製材用素材及び賃びき材から生産された製材品の量をいう。
製材品出荷量	手持ち材による製材品で販売したもの（製材品販売量）及び自家業務用（工場の補修、改修等）に消費したもの並びに賃びき材による製材品の総量をいう。
人工乾燥材	乾燥施設によって人工的に温度・湿度を調節し乾燥処理をしたもので、含水率25%以下のものをいう。
建築用材	土台、柱、桁、板等建築用に仕向けられる材をいう。
板類	厚さが7.5cm未満で、幅が厚さの4倍以上のものをいう。 また、板類には床板用原板（えん甲板用原板、広葉樹フローリング用原板）を含む。
ひき割類	厚さが7.5cm未満で、幅が厚さの4倍未満のものをいう。
ひき角類	厚さ及び幅が7.5cm以上のものをいう。
土木建設用材	コンクリートパネル、土止め板、橋りょう用材等の土木用仮設材をいう。
木箱仕組板・ こん包用材	りんご箱、みかん箱、魚箱など多くの場合セットになっている仕組板、機械こん包用材、電線巻取り用材等をいう。
家具建具用材	たんす、机、キャビネット等の家具用及び窓枠、障子、ふすま等の建具用に仕向けられる材をいう。

その他用材 | 上記分類に含まれない造船車両用材、まくら木、機械部分用材、運動用具、腕木、たる、おけ用材、木型用材等がある。

(3) 合単板及びLVL関係

合単板工場	単板、普通合板及び特殊合板を生産する事業所をいう。 なお、単板を専門に製造する工場を単板専門工場、普通合板を製造する工場を普通合板工場、特殊合板を専門に製造する工場を特殊合板専門工場、普通合板と特殊合板を生産する工場を一貫工場という。
単板	合板等に用いるために、素材から、ロータリーレース、スライサー又はベニヤソーを使用して生産された木材の薄板をいう。その製造法によって、ロータリー単板、スライド単板、ソーン単板及びハーフランド単板の種類がある。
単板消費量	合板等を生産することを目的として振り向けた単板の量をいう。この場合、自工場における消費量とし、自社他工場分等は除いている。
合板	単板（心板にあつては小角材を含む。）を3枚以上を主としてその繊維方向を互いにほぼ直角にして、接着したものをいう。
普通合板	表面にオーバーレイ、プリント、塗装等の加工を施さない合板をいう。
(普通合板の種類)	
針葉樹合板	針葉樹材で生産された普通合板をいい、本調査では「全針葉樹合板」（針葉樹のみによる合板）を調査対象としており、複合針葉樹合板（針葉樹と広葉樹による合板）は含まない。
特殊合板	普通合板の表面に美観、強化を目的とする薄板の貼り付け、オーバーレイ、プリント、塗装等の加工を施した合板をいう。
用途別の合板	
コンクリート型わく用合板	普通合板生産量のうち、コンクリート型わく用に使用する合板をいう。 なお、コンクリート型わく用合板については、表面に塗装等の加工を施したのも「普通合板」に含めている。
構造用合板	ツーバイフォー住宅等の建築物の耐力構造上必要な部位に使用される合板で、日本農林規格（以下「JAS」という。）で厚さ等の規格を定めている。
単板製造用素材入荷量	単板を製造するために工場土場に入荷した素材の量で、転売したものを除いている。
普通合板入荷量	特殊合板を生産するために特殊合板専門工場に他工場から普通合板を入荷した量のほか、自社の他工場からの受入量も含めている。

普通合板生産量	自工場で生産した普通合板の量をいい、自社他工場から受け入れたものは除いている。 なお、購入した単板から生産したものは含めている。
普通合板消費量 (特殊合板用)	特殊合板を生産することを目的として振り向けた普通合板の量をいう。 この場合、自工場への仕向量のみを計上し、自社他工場分等は除いている。
特殊合板生産量	自工場で生産された特殊合板の量をいい、自社他工場から受け入れたものを除いている。
L V L 工場	L V Lを生産する事業所をいう。
L V L	単板を主としてその繊維方向を互いにほぼ平行にして積層接着したもの及び繊維方向が直交する単板を用いた場合にあっては、直交する単板の厚さの合計が製品の厚さの30%未満であり、かつ、当該単板の枚数の構成比が30%以下であるものをいう。「単板積層材(たんぱんせきそうざい)」とも呼ばれる。
構造用L V L	L V Lのうち、主として構造物の耐力部材として用いられるものをいう。
その他のL V L	構造用以外のL V L(造作用L V L等)をいう。
L V L生産量	自工場で生産されたL V Lの量をいい、自社他工場から受け入れたものは除いている。 なお、生産量の内数である「混合」とは、構成する単板に国産材及び輸入材の両方を使用したものをいう。

(4) 木材チップ関係

木材チップ	素材、工場残材、林地残材及び解体材・廃材からチップー等を用いて生産したパルプ、紙、繊維板、削片板等を原料とする木材の小削片をいう。
木材チップ工場	木材チップを生産する事業所をいう。 なお、製材工場、合単板工場、L V L工場、集成材工場、C L T工場、家具・建具工場等との兼営工場は木材チップ工場に含めるが、製紙工場、パルプ工場、繊維板工場及び削片板工場における調木、原料製造の一工程として木材チップを生産しているものは除いている。
木材チップ生産量	木材チップ工場におけるチップ生産量で、単位は絶乾重量(t)である。 なお、絶乾重量とは、含水率を検定して絶乾比重(含水率0%)に基づき算出された実重量である。
工場残材	製材工場、合単板工場及びその他の木材加工工場で製品を生産した後にできる端材をいう。

林地残材	立木伐採後の林地において玉切り又は造材により生じた根株、枝条等をいう。
解体材・廃材	家屋等を解体した際の古材、電柱材、足場丸太、くい丸太、まくら木等既に利用に供された木材をいう。

(5) 集成材及びCLT関係

集成材工場	集成材を生産する事業所をいう。
集成材	ひき板、小角材等の部材（ラミナ）をその繊維方向を互いにほぼ平行にして、厚さ、幅及び長さの方向に集成接着したものをいう。
構造用集成材	集成材のうち、所要の耐力を目的として等級区分したひき板（幅方向に合わせ調整したもの、長さ方向にスカーフジョイント又はフィンガージョイントで接合接着して調整したものを含む。）又はラミナブロック（内層特殊構成集成材に限る。）をその繊維方向を互いに平行して積層接着したもの（これらを二次接着したもの又はこれらの表面に集成材の保護等を目的とした塗装を施したものを含む。）であって、主として構造物の耐力部材として用いられるもの（化粧ばり構造用集成柱を除く。）をいう。
大断面集成材	構造用集成材のうち、短辺が15cm以上で断面積が300 cm ² 以上のものをいう。
中断面集成材	構造用集成材のうち、短辺が7.5cm以上かつ長辺が15cm以上のものであって、大断面集成材以外のものをいう。
小断面集成材	構造用集成材のうち、短辺が7.5cm未満又は長辺が15cm未満のものをいう。
その他の集成材	構造用以外の集成材（造作用集成材、化粧ばり造作用集成材、化粧ばり構造用集成柱等）をいう。
ラミナ	集成材及びCLTを構成する最小単位のひき板（ひき板をその繊維方向を互いにほぼ平行にして長さ方向に接合接着して調整したもの、小角材をその繊維方向を互いにほぼ平行にして幅方向に接着したもの及びそれをさらに長さ方向に接合接着したものを含む。）をいう。
ラミナ消費量	集成材及びCLTを生産する目的として振り向けたラミナの量をいう。この場合、自工場における消費量とし、自社他工場分等は除いている。
集成材の生産量	自工場で生産された集成材の量をいい、自社他工場から受け入れたものは除いている。 なお、生産量の内数である「混合」とは、構成する単板に国産材及び輸入材の両方を使用したものをいう。
CLT工場	CLTを生産する事業所をいう。

C L T	ひき板又は小角材（これらをその繊維方向を互いにほぼ平行にして長さ方向に接合接着して調整したものを含む。）をその繊維方向を互いにほぼ平行にして幅方向に並べ又は接着したものを、主としてその繊維方向を互いにほぼ直角にして積層接着し3層以上の構造を持たせたものをいう。「直交集成板（ちよっこうしゅうせいばん）」とも呼ばれる。
構造用 C L T	C L Tのうち、主として構造物の耐力部材として用いられるものをいう。
その他の C L T	構造用以外の C L T（造作用 C L T等）をいう。
C L T 生産量	自工場で生産された C L Tの量をいい、自社他工場から受け入れたものは除いている。

(6) 木材価格関係

素材価格	製材用素材価格は製材工場、合単板用素材価格は合単板工場、木材チップ用素材価格は木材チップ工場における工場着購入価格である。
製品卸売価格	木材市売市場にあつては「競り」又は「入札」による販売価格、木材センター及び木材販売業者のうちの卸売業者にあつては、小売業者に対する店頭渡し価格をいう。
木材チップ価格	パルプ向けチップ工場における工場渡し販売価格である。
工場着価格	素材を購入する工場の土場又は貯木場まで輸送費、積降し等の諸経費を含んだ価格をいう。
店頭（工場）渡し価格	買方が売方（事業所、販売店及び工場）まで引き取りにくることを条件に販売する価格をいい、配達のための輸送費、積降し等の諸経費を含んだ持込み価格の場合は、それらの諸経費を除いた価格をいう。
木材チップ	チップパー等を用いて製造したパルプ、紙、繊維板、削片板等の原料とする木材の小削片をいう。 一般に白チップ（皮むき）、黒チップ（皮付き）及び針葉樹・広葉樹別等に分類される。
木材チップ工場	素材、工場残材、林地残材及び解体材・廃材をチップパー等にかけて木材チップを製造する事業所をいう。 ここで、製材工場、合単板工場、家具・建具工場等との兼営工場は木材チップ工場に含めるが、製紙工場、パルプ工場、繊維板工場及び削片板工場における調木、原料製造の一工程として木材チップを製造しているものは除外する。
木材市売市場	市売売買と称される売買方法によって木材の売買を行わせる事業所をいう。 市売売買とは、定められた日時に、売手（市売問屋）と買手（仲買商等）が「競り」又は「入札」によって売買価格を決定する方法である。 なお、これには市場経営者自らが集荷・販売業務を行う「単式市場」と、複数の市売問屋に集荷・販売業務を行わせる「複式市場」とがある。

木 材 セ ン タ ー	2つ以上の売手（センター問屋）を同一の場所に集め、買手（仲買商等）を対象として相対取引によって、木材の売買を行わせる事業所をいう。
木 材 販 売 業 者	原則として木材を購入して販売する事業所であって、一般に輸入材問屋（輸入材問屋、納材問屋、付売問屋等）、材木店、建材店といわれるものをいう。
卸 売 業 者	木材販売業者のうち、直接需要者への販売率 30%未満の業者をいう。
素 材 の 材 種	小丸太は、J A S でいう丸太の最小径が 14cm 未満の素材をいう。 中丸太は、J A S でいう丸太の最小径が 14cm 以上 30cm 未満の素材をいう。 大丸太は、J A S でいう丸太の最小径が 30cm 以上の素材をいう。
素 材 の 等 級 込	J A S 規格等により定められている等級にかかわらず、全てを包含したものをいう。
合 板 適 材	国産材すぎ丸太のうち合単板用に仕向けられるものをいう。
製 材 品 の 等 級	J A S 等級及び業者のいう等級のうち、J A S の等級に準ずるものとする。
製 材 品 の 規 格 製 材 の 材 種	製材品の厚さ（cm）、幅（cm）及び長さ（m）をいう。 平角は横断面が長方形のひき角材（厚さ、幅が 7.5cm 以上の製材品）をいう。 正角は横断面が正方形のひき角材をいう。 板は厚さが 3cm 未満、幅が 12cm 以上の板類をいう。
乾 燥 材	乾燥処理をした製材品であって、含水率 25%以下のものをいう。
防 腐 処 理 剤	クレオソート油等の防腐剤で防腐処理を施した製材品をいう。
1 級 ・ 2 級	製材品の J A S の等級及び業者のいう等級のうち J A S の 1 級 ・ 2 級に準ずるものをいう。
間 柱	管柱と通し柱等の間に立てられる細い柱のことで、壁材を固定するための下地材をいう。
特 等	乾燥材でモルダー仕上げされた間柱で、一般材（特に化粧性の高い材等以外）として一般的に広く流通している間柱をいう。
1 類	長期間の外気及び湿潤露出に耐え、完全耐水性を有するよう接着されている合板をいう。
管 柱	2 階以上の建物でその階にだけ入っている柱のこと。なお、集成材で製造されている場合は集成管柱という。（複数階にわたっている柱は通し柱という。）
工 場 出 荷 価 格	販売先への出荷時の販売価格をいう。

1 等 | 一般材（特に化粧性の高い材等以外）として一般的に広く流通している
集成管柱をいう。

13 利用上の注意

- (1) 木材需給動向・素材生産量の把握については、山元段階の調査が困難なことから、素材消費工場段階への入荷量をもって素材供給量とし、そのうち国産材供給量を素材生産量としている。素材生産量は県間交流表により都道府県別・樹種別に算出し、輸入材供給量は産地材別に調査している。
- (2) 製材月別調査結果、合単板月別調査結果については、各月の公表値を合計しても基礎調査結果とは一致しない。このことから、当該年における1年間の数量については、基礎調査結果を活用されたい。
- (3) 各統計表の工場数は、表頭事項の工場数の実数であり、工場数には12月31日現在において3か月未満の間休業しているものを含む。
- (4) 木材統計調査（製材月別調査及び合単板月別調査）は、標本調査であることから工場の新設・廃業等が毎月の推定値に即座に反映されない場合がある。
- (5) 数値の四捨五入について
統計数値については、表示単位未満を四捨五入しているため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。
木材流通統計調査（素材・木材チップ価格調査及び木材製品価格調査）は、次の方法によって四捨五入している。

素材、木材チップ、製材品、間柱及び集成材価格

原数		4桁以上 (1,000)	3桁 (100)
四捨五入する桁（下から）		2桁	1桁
例	四捨五入する前（原数）	1,234	123
	四捨五入した数値（統計数値）	1,200	120

普通合板価格

原数		3桁以上 (100)
四捨五入する桁（下から）		1桁
例	四捨五入する前（原数）	123
	四捨五入した数値（統計数値）	120

- (6) 本書の統計表中に使用した記号は、次のとおりである。
「0」、「0.0」：単位に満たないもの（例：0.4千 m^3 →0千 m^3 、0.04%→0.0%）又は増減がないもの
「—」：事実のないもの
「…」：事実不詳又は調査を欠くもの
「…」：未発表のもの
「x」：個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの
「△」：負数又は減少したもの
「nc」：計算不能
- (7) 統計表の地域区分について
地域区分は、次のとおりである。

区 分	所属都道府県名
北 海 道	北海道
東 北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
北 陸	新潟、富山、石川、福井
関 東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡
東 海	岐阜、愛知、三重
近 畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国・四国	鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知
九州・沖縄	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

(8) 秘匿措置について

統計調査結果について、調査対象数が2以下の場合には、個人又は法人その他の団体に関する調査結果の秘密保護の観点から当該結果を「x」表示とする秘匿措置を施している。

なお、全体（計）からの差引きにより当該結果が推定できる場合には、本来秘匿措置を施す必要のない箇所についても「x」表示としている。

また、木材価格統計調査について、調査対象数が1以下の場合には、個人又は法人その他の団体に関する調査結果の秘密保護の観点から当該結果を「x」表示とする秘匿措置を施している。

(9) 消費税の取扱いについて

木材価格統計調査結果は、消費税を含んでいる。

(10) 遅延調査票について

提出期限後に提出された過月分調査票（遅延調査票）について、毎月の概数値の公表の集計に間に合わない場合は、確定値として公表する際に、集計に含めている。

(11) この統計表に掲載された数値を他に転載する場合は、「令和5年木材需給報告書」（農林水産省）による旨を記載してください。

(12) 本統計の累年データについては、農林水産省ホームページ「統計情報」の分野別分類「森林、林業」の「木材統計調査」で御覧いただけます。

なお、統計データ等に訂正があった場合には、同ホームページに正誤表とともに修正後の統計表等を掲載します。

<https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/mokuzai/#r>

14 お問合せ先

農林水産省 大臣官房統計部 生産流通消費統計課 畜産・木材統計班

電話：代表 03-3502-8111 内線 3686

直通 03-3502-5665

※ 本調査に関する御意見、御要望は、上記問合せ先のほか、農林水産省ホームページでも受け付けております。

<https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/tokei/kikaku/160815.html>